

概要版

当別町
子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

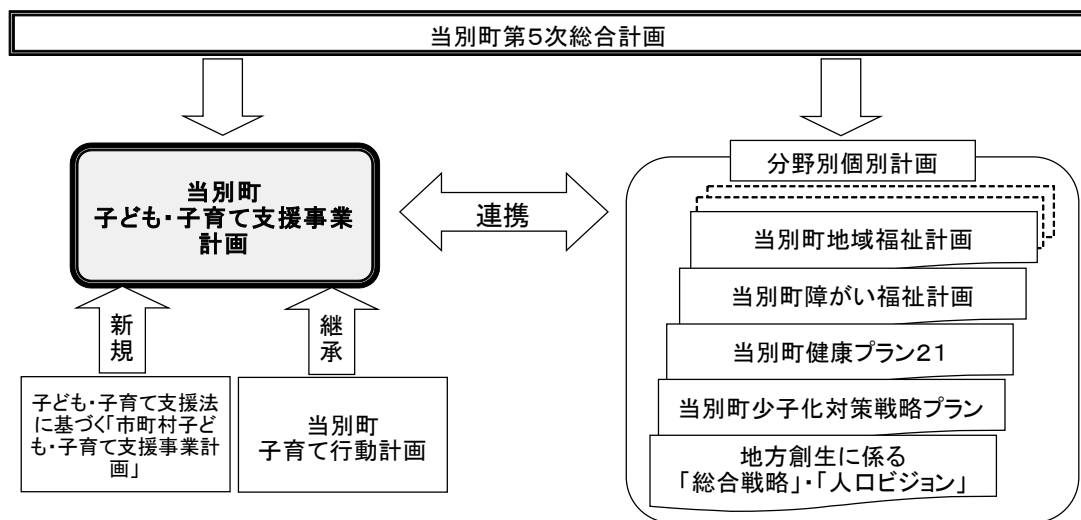
当別町

1 計画策定の概要

●計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町における子ども・子育て支援の充実をめざし、その方向性を定めるものです。

また、これまでの次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画『当別町子育て行動計画』を継承し、「当別町総合計画」を上位計画としながら、福祉、保健、少子化対策に関する他の計画と連携しながら、総合的な視野での子育て支援を展開するものです。



●計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

平成17年度～平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
当別町子育て行動計画 (前期・後期計画 各5年間)	当別町子ども・子育て支援事業計画				
			必要に応じ見直し		見直し

基本理念を踏襲しつつ、
子ども・子育て支援法に基づく
事業計画として位置付ける

2 計画の基本理念など

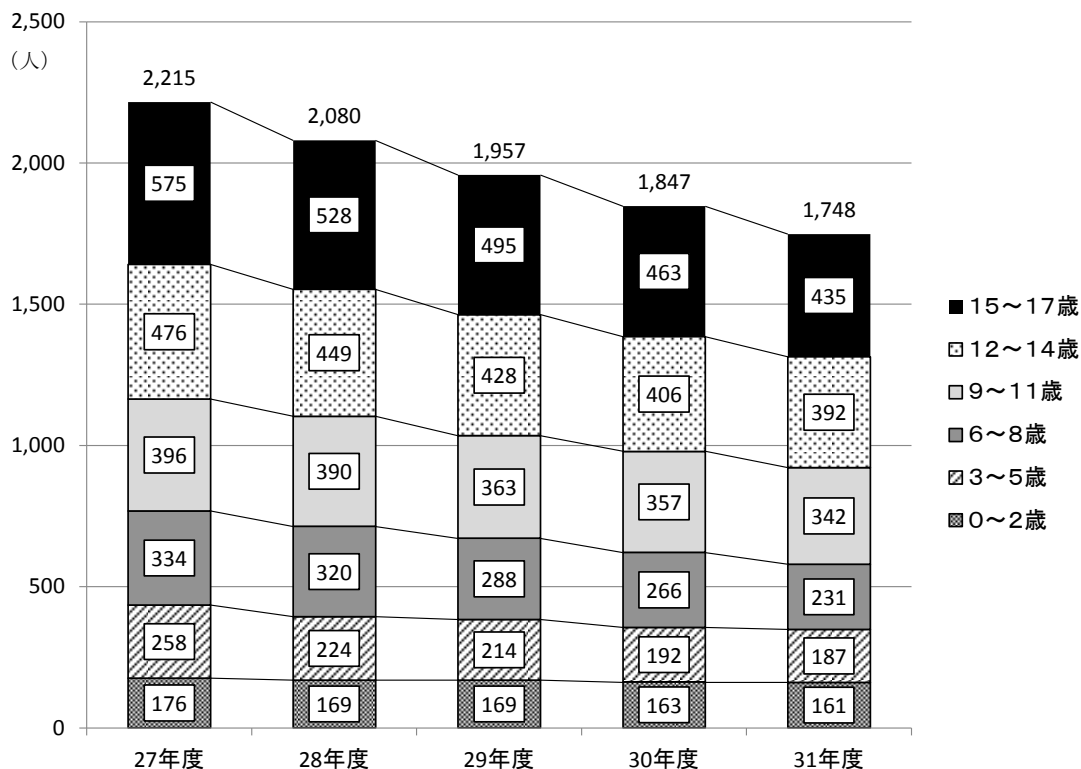
この計画は、子育ての基本である家庭とともに、地域社会全体で子育てを共有し支援できる体制を整備し、親が誇りや自信を持って子育てができるまちづくりを目的に、基本理念を『子どもの未来 みんなで築くまちづくり』と定めます。

●施策体系

基本理念 子どもの未来 みんなで築くまちづくり	
基本目標	
主要施策	具体的施策
(1) 安心して子どもを生み育てられる環境づくり	
1) 親と子の健康を守る体制の充実	① 健康診査・予防接種の充実 ② 健康相談・健康教育の充実 ③ 広域医療体制と情報提供の充実
2) 保護者の悩みの軽減やリフレッシュのための交流機会の充実	① 保護者のリフレッシュや社会活動の支援
3) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実	① 子育てに関する相談体制の充実 ② 子育てに関する情報提供の充実 ③ 子育て支援センターの充実
4) 特に援助を要する子どもや家庭への情報の提供や支援の充実	① 障がい児や発達に遅れ、不安のある子どものいる家庭への支援 ② ひとり親家庭などへの支援の充実
5) 経済的支援	① 医療費・出産費などの支援の充実
(2) 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり	
1) 多様な教育・保育サービスの充実	① 教育・保育環境の充実 ② 多様な保育事業の充実
2) 放課後における児童の健全育成事業の充実	① 子どもプレイハウスの充実 ② 障がい児の放課後児童対策の充実
3) 子育てと仕事を両立できる職場環境の整備	① 働き続けることができる環境の整備促進
(3) 子どもや子育てに優しい生活環境づくり	
1) 子どもの視点に立った遊び場の整備や交流機会の確保	① 地域の活動拠点の確保 ② 公園・広場・緑地などの整備の推進 ③ 居場所づくりの充実
2) 子どもや子育てに配慮したまちづくり	① 子どもや子育てに配慮した施設整備の推進 ② 安心して外出できる交通機関の確保 ③ 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進
(4) 子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり	
1) 就学前教育の充実	① 就学前教育の充実
2) 就学児童・生徒の教育・相談体制の充実	① 教育・相談体制の充実 ② 関係機関の連携の強化 ③ 学校施設・設備の整備
3) 多様な活動・体験機会の確保	① P T A 活動の推進 ② スポーツ活動の推進 ③ 文化活動の推進 ④ 地域活動の促進
(5) 子どもや子育てに関する意識づくり	
1) 家庭と地域の「子育て力」の育成・強化	① 地域の子育て支援 ② 男女共同参画による子育ての促進
(6) 子どもの権利を尊重する意識づくり	
1) 児童の権利を尊重する社会環境の育成	① 「児童の権利に関する条約」の普及

3 今後の子どもの人口

平成 27～31 年にかけて、就学前児童と就学児童の合計は減少傾向と見込まれます。



※コーホート変化率法による算出

4 法定事業と今後の対応

●事業内容

「子ども・子育て支援法」に定められる事業とは以下のとおりです。

本町では全ての事業において、全町を1地区単位とした提供体制を整備していきます。

事業名	事業内容	今後
教育・保育事業	小学校就学前の児童に、教育・保育を提供する事業。幼稚園、保育所（園）、認定こども園など。	体制維持をしながら、以下の対応を検討していく。 ①西保育所閉所にもなう受入れの確保。 ②太美地区に幼稚園機能を持つ施設を検討。 ③地域型保育の検討。
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの利用について、専門の相談員を配置し、情報集約と提供、必要な相談・助言を行う事業。	実施なし。既存の窓口対応等を継続する。

事業名	事業内容	今後
地域子育て支援拠点事業	地域の身近な場所において、乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談などを行う事業。子どもセンターなど。	体制維持。 利用促進に努める。
妊婦健康診査	妊婦を対象に個別健診を実施し、その診査費の一部を公費負担することにより、安全・安心な出産を支援する事業。	体制維持。 事業の継続実施。
乳児家庭全戸訪問事業	概ね生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師・助産師が訪問し、相談や指導を行う事業。	体制維持。 事業の継続実施。
養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感などにより、養育支援が必要となる家庭に、専門的な訪問指導を行う事業。	体制維持。
子育て短期支援事業 (ショートステイなど)	保護者の疾病等により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で養育・保護を行う事業。	ファミリー・サポート・センター事業など他事業で対応。
ファミリー・サポート・センター事業	一時預かりなどの援助を「行いたい人（協力会員）」と「受けたい人（利用会員）」からなる相互援助活動の調整を行い、子育て支援を行う事業。	体制維持。 利用促進に努める。
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園在園児の一時預かり事業 幼稚園在園児を対象に通常の保育時間以外に預かり保育を行う事業。 ・在園児以外の一時預かり事業 上記以外の未就学児を一時的に預かり保育する事業。 	体制維持。 事業の継続実施。
延長保育事業	保育所や認定こども園の通常保育時間を超えて保育を必要とする児童に、保育を行う事業。	体制維持。 事業の継続実施。
病児・病後児保育事業	病気のために集団で保育を受けることが困難な児童を、一時的に預かる事業。	体制維持。 ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児）で対応。
放課後児童健全育成事業（子どもプレイハウス）	保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、放課後に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業。	平成27年度より、小学5・6年生の利用、開設時間の拡充も検討。
実費徴収に係る補足給付事業	保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費など低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業。	状況に応じ、新規実施。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業。	必要に応じ、新規実施。

5 子ども・子育て支援施策の展開

●施策の展開

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

■ 施策の方向性

- 1) 親と子の健康を守る体制の充実
健康診査・予防接種の充実、健康相談・健康教育の充実、広域医療体制と情報提供の充実
- 2) 保護者の悩みの軽減やリフレッシュのための交流機会の充実
リフレッシュ預かりの実施、当別町ファミリー・サポート・システムの充実
- 3) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実
子育てに関する相談体制の充実、子育てに関する情報提供の充実、子育て支援センターの充実
- 4) 特に援助を要する子どもや家庭への情報の提供や支援の充実
障がい児や発達に遅れ・不安のある子どもがいる家庭への支援の充実、ひとり親家庭などへの支援の充実
- 5) 経済的支援
乳幼児など医療費助成の推進、出産費の助成

基本目標2 子育てと仕事を両立できるサポート体制づくり

■ 施策の方向性

- 1) 多様な教育・保育サービスの充実
教育・保育環境の充実、多様な保育事業の充実
- 2) 放課後における児童の健全育成事業の充実
子どもプレイハウスの充実、障がい児の放課後児童対策の充実
- 3) 子育てと仕事を両立できる職場環境の整備
仕事と生活の調和の実現

基本目標3 子どもや子育てに優しい生活環境づくり

■ 施策の方向性

- 1) 子どもの視点に立った遊び場の整備や交流機会の確保
地域の活動拠点の確保、公園・広場・緑地などの整備の推進、居場所づくりの充実
- 2) 子どもや子育てに配慮したまちづくり
子どもや子育てに配慮した施設整備の推進、安心して外出できる交通機関の確保、子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

基本目標4 子どもの心と体のバランスを育む教育環境づくり

■ 施策の方向性

- 1) 就学前教育の充実
幼稚園・保育所などでの就学前教育の充実
- 2) 就学児童・生徒の教育・相談体制の充実
教育・相談体制の充実、関係機関の連携の強化、学校施設・設備の整備
- 3) 多様な活動・体験機会の確保
PTA 活動の推進、スポーツ活動の推進、文化活動の推進、地域活動の促進

基本目標5 子どもや子育てに関する意識づくり

■ 施策の方向性

- 1) 家庭と地域の「子育て力」の育成・強化
地域の子育て支援、男女共同参画による子育ての推進

基本目標6 子どもの権利を尊重する意識づくり

■ 施策の方向性

- 1) 児童の権利を尊重する社会環境の育成
「児童の権利に関する条約」の普及、児童虐待への対応強化



【概要版】

当別町子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

当別町 福祉部 子育て推進課

〒061-0234 北海道石狩郡当別町西町 32-2

電話 0133-25-2661 FAX 0133-25-5018